

資料58 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年 6 月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38. 1. 1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年 9 月環境庁告示第64号付表 1 に掲げる方法又は規格31. 1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年 9 月環境庁告示第64号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65. 2に定める方法
砒素	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては昭和50年 4 月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 2 及び昭和49年 9 月環境庁告示第64号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和49年12月環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67. 2又は67. 3に定める方法
ふっ素	検液 1 ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34. 1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ℓにつき1mg以下であること。	規格47. 1若しくは47. 3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

付表略